第３３回柏市農業委員会総会議事録

１　令和６年４月１０日(水)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷　茂が招集した。

２　場所　本庁舎５階第５，６会議室　午後２時００分

３　出席した委員は次のとおりである。

＜農業委員＞

１番	金子　幸司	２番	酒巻　寿雄
３番	遠藤　秀生	４番	大宮　茂男
５番	成嶋　君美	６番	飯野　文夫
７番	坂巻　洋行	８番	石井　マサ子
９番	岡田　英夫	１０番	寺島　和彦
１１番	村越　　等	１２番	橋本　英介
１３番	谷田貝　和代	１４番	平川　　徹
１５番	染谷　　茂	１６番	山﨑　明久

１６名中１６名出席

＜農地利用最適化推進委員＞

１７番	友野　博之	１８番	小川　克己
１９番	栗原　　豊	２０番	染谷　織恵
２１番	大塚　信幸	２２番	豊田　佐智子
２３番	木村　　寿	２４番	関根　勝敏
２５番	濵嶋　　静	２６番	冨澤　英三
２７番	林　　敏夫	２９番	石井　一美
３０番	砂川　晴彦	３１番	坂巻　儀治

１５名中１４名出席

４　欠席した委員は次のとおりである。

２８番　飯田　利明

５　出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長　　石原　祐一郎

統括リーダー　　兼　岡　洋　和
副主幹　　菊　池　章　浩
主　任　　菅　野　翔　太
主　事　　長　塚　智　史

6　本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第　　１号　農業委員会事務局職員の任免について
議案第　　２号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について
議案第　　３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
議案第　　４号　農用地利用集積計画の決定について（その１～その２）
議案第　　５号　農業委員会による最適化活動の目標の設定等について

7　報告事項

（１）農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
（２）農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
（３）農地法第１８条第６項の規定による通知の確認について
（４）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後２時００分開議）

議長　ただいまより，第３３回農業委員会総会を開催いたします。

それでは，着座して進めさせていただきます。

本日の出席委員は，農業委員１６名中１６名，推進委員１５名中１４名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長　それでは，日程１　議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任の方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長　ありがとうございます。
「議長一任」ということですが，異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　それでは，指名をいたします。
酒巻寿雄委員，遠藤秀生委員，よろしくお願いいたします。

議長　次に，日程２　一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。
今月の担当は，第１調査会であります。
調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしくお願いいたします。

成嶋委員長　農地第１調査会は，去る４月３日，４日，令和６年度第１回農地調査会を実施しました。
今回の調査事案である農地法第３条３件，第５条４件について，現地調査並びに面接調査を行いました。
次に，令和５年１２月に開催された第２９回総会の議案第１号の２件及び議案第２号の３件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。
以上です。

議長　ご苦労さまでした。
それでは，日程３　議事に移ります。
議案を上程いたします。
議案第１号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といた

します。
総括説明及び議案説明を事務局に求めます。
事務局，お願いします。
（議長の指名で事務局が総括及び議案説明）

議長　ありがとうございました。
本件につきましては，ただいまの説明でご承認願います。
それでは，異動者の方は順に挨拶をお願いいたします。
（寺嶋課長，山本副主幹，石原事務局長，菊池副主幹，長塚主事の順で挨拶）

議長　ありがとうございました。
それでは，議案第１号は承認されております。異動者の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（異動者退席）

議長　それでは，次の議案に入ります。
議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局，お願いします。
（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。
それでは，審議に入ります。
１番について調査結果の報告を，成嶋委員長よろしくお願いします。

成嶋委員長　１番についてご報告します。
調査会資料は，２ページからになります。
本件は，●●在住の譲受人が，農地集約を行い耕作状況をよくするため，また，●●在住の譲渡人についても，農地集約を行い耕作状況をよくするため，交換による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡で，●●，●●，●●，●●，●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第１調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しています。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

１番について何か質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，１番を承認いたします。

次の審議に入ります。

２番について調査結果の報告を，成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長　２番について報告します。

調査会資料は，６ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，農地集約を行い耕作状況をよくするため，また，●●在住の譲渡人についても，農地集約を行い耕作状況をよくするため，交換による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡で，●●，●●，●●，●●，●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第１調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しています。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

２番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

岡田委員　岡田です。

これ，１番と２番が交換だと思うんですけれども，この交換することによって税金等は発生しないですか。

成嶋委員長　譲渡税は発生しません。譲渡税はですね。取得税が発生すると思うんですけれども，取得税と登録で。

岡田委員　諸費用。

成嶋委員長　そうですね。そういう感じで，すぐには発生しないと思うんですけれども。

議長　よろしいですか。

岡田委員　はい。

議長　じゃ，次，どうぞ。

山﨑委員　山﨑です。

これ，１番と２番，面積が約１００㎡ぐらい違うと思うんですけれども，差による金銭は。

成嶋委員長　金銭は発生しません。

山﨑委員　金銭は発生していない。

成嶋委員長　等価交換でということで交換です。

山﨑委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。
　どうぞ。

酒巻委員　酒巻です。
　この２番の件なんですけれども，譲渡人のほうの畑は，今まで道路から入ってくる道はあったんでしょうか。

成嶋委員長　その上かな，●●さんの辺りですよね，言っているのは。

酒巻委員　はい。

成嶋委員長　これ，お互いに何か友達らしくて，お互いの交換相手が。友達らしくて。●●さんのほうが畑を●●さんかな，●●さんにやってもらったりしていたから，一緒に使っていたんじゃないでしょうかと。

酒巻委員　道路から入る道の問題はなかった。

成嶋委員長　うん，ない。

酒巻委員　はい。

議長　よろしいですか。

酒巻委員　はい。

議長　あと，そのほかございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，２番を承認いたします。

次の審議に入ります。

３番について調査結果の報告を，成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長　３番についてご報告します。

調査会資料は，１０ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，新規就農に耕作地を求めたため，また，●●に在住の譲渡人については，農業経営を縮小するため，賃借権設定による許可申請です。

なお，賃借期間は１０年となります。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡で，●●，●●，●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営実施計画については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第１調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しています。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

次に，事務局に補足説明を求めます。

事務局，お願いします。

（事務局より補足説明）

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告及び補足説明がございました。

３番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員　村越です。

これ，ハウスを建てると思うんですけれども，何か契約か何かあるんですか。何年契約ですか。

成嶋委員長　１０年でした。

村越委員　１０年契約。

成嶋委員長　はい。

議長　よろしいですか。

村越委員　はい。

議長　そのほか。
はい，どうぞ。

岡田委員　岡田です。
３ページの借入れ面積が●●㎡で，作付予定が●●ということは●●㎡ですね。残りの農地はどうするんですか。

成嶋委員長　どうするというのは。

岡田委員　ちゃんと管理するんですか。約２反分ぐらい借りた土地余っていると思うんですけれども。●●……。

成嶋委員長　全部にハウス建てるわけじゃないから，全然間も空くし。

岡田委員　いやいや，その残っている畑はちゃんと管理してくれるものなのか。

成嶋委員長　●●とここに書いてあるとおり●●，●●，そういうものをやるそうです。

岡田委員　●●㎡余りますよね。余っている畑は。

成嶋委員長　丸々は使わないでしょう。

岡田委員　だから，その使わない間は，ちゃんと管理してくれるのかなということ。

成嶋委員長　管理はするそうです。当然，どこの何を作っても，びっちりは使えないからね。

議長　そのほかございませんか。
　はい，どうぞ。

金子委員　金子です。
　●●も●●も今回●●ａなのに，何か売上金額，すごい高いんじゃないかなと。

成嶋委員長　これはあくまでも目標ですから。あくまでも目標を立てるのは本人の自由ですから，これを俺らが何とも言える立場ではないですから。

金子委員　でも，審査する上で，やっぱり指摘は必要ではないかと思うんです。

成嶋委員長　それは言いました。あくまでも目標を高く目指すということで，ああ，そうですか。やる気がありますから。やる気があるならと思って，そういうことですね。

金子委員　でも，これだと返済とかもろもろ。

成嶋委員長　返済が一番大変と言ったんです。そうしたら，やる気はありますからと。

金子委員　はい，分かりました。

議長　よろしいですか。
　はい，どうぞ。

村越委員　●●で１年間の研修で，できると言ったんですよね。

成嶋委員長　そうですね。●●でも，あまり大きな目標を立てないで，少し下のほうからの目標を立ててやったらどうですかという助言はされたそうです。

村越委員　下のほうが，と言われた。

成嶋委員長　目標をあまり高く持たないでということ。そのくらいのことは言われたそうです。

村越委員　この人，子どもはいないんですか。

成嶋委員長　いないんです。

村越委員　１人もいない。

成嶋委員長　いないです。

村越委員　じゃ，丸々２人で。

議長　はい，どうぞ。

村越委員　じゃ，もう一点。
　６ページの生産物の販売計画で●●だけで●●万弱となっているんですけれども，これはゆくゆく面積を増やすということですか。

成嶋委員長　将来的なということでしょう。これは。すぐ取り組んで

の１年目じゃなくて，将来的な目標の数値なんでしょうね。

村越委員　はい。

議長　よろしいですか。

村越委員　はい。

議長　そのほかございませんか。
　はい，どうぞ。

金子委員　もう一回その話なんですけれども，実際にこのぐらいの目標が立てられるんですか，●●で。

成嶋委員長　●●経験者，いませんですか。●●さんのほうから。

木村委員　目標を持ってやれば，販売単価は個人それぞれの単価つけられるんで。

金子委員　それだと，自由な設定になってしまって，一般的な。普通にやってどうなんですか。一般的な値段というか。

木村委員　大変でしょうけれども，本人のやる気で。百姓をやるなという話ではない。

成嶋委員長　ないんで，これはどうしても農業委員会の取り分で一生懸命やってもらえればという意見を，答えが返ってくれば，それで，じゃ，応援しましょうという，それをこっちから否定するんじゃないからね。

金子委員　別にやるんじゃないという話ではないんだけれども，具体的にこういうことで成り立つのかなという話で，ただやる気というだけじゃなくて，成り立つか成り立たないかという判断を必要ではない

のかなと思って，今，聞いているんです。

成嶋委員長　それは，研修先からでも言われて，俺たちもそれは言いました。でも，それはやる気で頑張ります。そういうことです。それ以上言えません。

議長　はい。

酒巻委員　ちょっといいですか。

この方は，俺も何回か会ったことがあって，研修先でいろいろお話を聞いたこともあるんですけれども，最近というか，子細が上がってきて，この状態でどうなのかというのも，●●も心配しているし，俺なんかも助言してきているわけなんだけれども。そうしたら，あそこの家の経営状況を見てしまうと，やりたくなっちゃうというあれは分かるんです。

成嶋委員長　研修先の家のことね。

酒巻委員　だから，ここまでするのは大変だよとは言っているんだけれども，本人もとにかくやりたいと。やりたいということなので，あとは，だから●●のうちがある程度バックアップはすると思うんで，それで，じゃ，いいんじゃないかと，してもいいんじゃないかねというあれにはなっているんでしょうけれども，

成嶋委員長　そうですよね，これだけの融資を受けて，年間●●万借金を返していかないとしようがない。

酒巻委員　多分この金額とかも，●●のうちのものを参考にしながら借りていくのも，だから，高い目標を立てちゃったのは事実だったんですけれども。

議長　あと，よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」ということですので。３番を承認いたします。
それでは，議案第２号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長　次の議案に入ります。
議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局，お願いします。
（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。
それでは，審議に入ります。
１番について調査結果の報告を，成嶋委員長お願いします。

成嶋委員長　１番についてご報告します。
調査会資料は，１４ページからになります。
本件は，使用貸借に伴う農地造成への転用許可申請です。
申請地は，●●の田●●筆，●●㎡及び畑●●筆，●●㎡，合計●●筆，●●㎡です。
該当地が農用地及び第１種農地等に該当せず，１０ｈａ未満の区域内の農地であることから，第２種農地と判断しました。
譲受人は●●で●●を営む法人で，農地所有者より現況では日当たりが悪く，竹や樹木が生い茂っていることで耕作ができないことから，農地造成を行うものです。
計画内容は，現況の農地への土砂搬入を行い，平均２．７ｍかさ上

げします。覆土は１ｍを普通覆土します。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，周囲高さ３０ｃｍ，奥行き９０ｃｍで斜度３０度未満の小堤を築堤し，周囲への土砂流出を防ぎます。

安全対策として，工事中は誘導員を配置し，歩行者等の安全に努めます。また，トラブル等は事業者が対応します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第１調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

１番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員　酒巻です。

この搬入する土砂はどこから。

成嶋委員長　おおたかの森ですね。

議長　そのほかございませんか。

よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，１番を承認いたします。

２番から３番につきまして，一体の事業ですので，一括して調査結果の報告を，成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長　２番及び３番についてご報告します。

調査会資料は，２２ページからになります。

本件は，２番は所有権移転，３番は賃借権設定に伴う資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆，合計●●㎡です。

該当地が農用地及び第１種農地等に該当せず，１０ｈａ未満の区域内の農地であることから，第２種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人で，これまで資材置場及び車両置場を持たなかったため，法人の事務所に近い当該地を申請したものです。

計画内容は，１番の農地造成の隣地に整備するため，１番と同様に平均２．７ｍをかさ上げします。その後，転圧し，周囲はトラロープ及び木くいで囲います。整備後は，ショベルカー●●台，４ｔダンプ●●台，２ｔダンプ●●台，普通車●●台，鉄板●●枚のほか，砂，砕石，コルゲート管，現場用資材を置く予定です。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，周囲高さ３０ｃｍ，奥行き９０ｃｍで斜度３０度未満の小堤を築堤し，周囲への土砂流出を防ぎます。

安全対策として，工事中は誘導員を配置し，歩行者等の安全に努めます。また，トラブル等は事業者が対応します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第１調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

２番から３番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

遠藤委員　１番の農地造成と，この２番，３番の埋立と，高さが同じですか。

成嶋委員長　同じです。平均２．７ｍであります。

議長　そのほかございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，２番から３番を承認いたします。

次の審議に入ります。

４番について調査結果の報告を，成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長　４番についてご報告します。

調査会資料は，２９ページからになります。

本件は，賃借権設定に伴う仮設事務所，駐車場，仮設トイレへの転用許可申請です。

申請地は，●●の田及び畑●●筆，合計●●㎡です。

該当地は農用地となりますが，農地転用関係事務指針における仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業（一時転用）による不許可の例外と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人で，今回，当該地隣地にある●●所管及び発注した●●事業である●●工事を受注し，工事施工を行うに当たって，仮設事務所等の拠点が必要となり，●●に隣接している当該農地の一時転用を申請したものです。

計画内容は，用地に土木シートを設置し，鉄板を１４７枚を敷設します。隣接境界には鉄ピンとオレンジネットを設置し，仮設事務所，仮説トイレ●●基の設置及び駐車場●●台分を整備します。出入口は既存アスファルト舗装路が道路に接続しているので，現状のまま使用します。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，トイレの汚水はくみ取り式

で，手洗い水は使用後，トイレ用に再利用します。周囲には土留めを設置し，周囲への土砂流出を防ぎます。

安全対策として，当該地は歩行者の通行はほとんどありませんが，看板等を用いて工事中であることの啓発に努め，また，周囲の農地に資材等が飛散しないように努めます。また，トラブル等は事業者が対応します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第１調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

４番について，何か質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，４番を承認いたします。

議案第３号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長　次の議案に入ります。

議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」その１からその

２を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。
議案第４号その１につきましては，●●が農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので，議長を飯野職代と代わります。
それでは，退席をいたします。よろしくお願いいたします。
（●●が退席）

飯野職務代理者　それでは，議長を交代させていただきます。
議案第４号その１の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。
農政課，お願いします。

農政課　それでは，ご説明させていただきます。
所有権移転の案件です。
計画番号第１番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡の所有権を移転するものです。
なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。
以上です。

飯野職務代理者　ありがとうございました。
議案の説明がございました。
その１について，何か質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

飯野職務代理者　「なし」という声がございましたので，承認いたし

ます。
議案第４号その１を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

飯野職務代理者　ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。
●●の除斥を解除いたします。
ここで議長を交代いたします。

（●●が着席し議事進行）

議長　それでは，議案第４号その２の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。
農政課，お願いします。

農政課　それでは，ご説明させていただきます。
所有権移転の案件です。
計画番号第２番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡の所有権を移転するものです。
続きまして，利用権設定の案件です。
計画番号第１番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は５年です。
計画番号第２番は，●●に在住の農業者が●●の畑●●筆，合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は１０年です。
計画番号第３番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡に計画して賃貸借権を設定するもので，設定期間は３年です。
計画番号第４番は，●●に在住の農業者が●●の畑●●筆，面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は５年です。
計画番号第５番から第１０番は，●●に所在する一般法人が●●の畑●●筆，●●の畑●●筆，合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設

定するもので，設定期間は１０年または２年です。

計画番号第１１番は，●●に在住の農業者が●●の田●●筆，面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は１０年です。

計画番号第１２番は，●●に所在する農地所有適格法人が●●の田●●筆，合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は１０年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

以上です。

議長　ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その２について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

金子委員　金子です。

６番から９番までが，２年という期間なんですけれども，何か理由があるんですか。

農政課　そちらの農地が草が生えていて，管理ができていない状況なので，取りあえず２年間の間は賃料ゼロ円の使用貸借権で契約することになっています。２年後にまた相談して，所有者の方と借入者の方で賃料等を決めるために，今，２年と設定しております。

議長　よろしいですか。

金子委員　はい。

議長　そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員　酒巻です。

５番から１０番までの借受者が，聞き間違いじゃなかったら，一般

法人で言っていたと思うんですけれども，これ，農地所有適格法人とは違うんでしょうか。

農政課　農地所有適格法人ではなくて一般法人です。

酒巻委員　普通の会社という意味ですか。

農政課　普通の会社……。

議長　普通の会社という意味ですかと。

事務局　農業法人ではあります。農業法人の中に，さらに農地所有適格法人があって，農地所有適格法人でしか農地は売買できない。所有権も持てない。借りることは一般法人でもできます。

議長　農業法人の中にも，農地保有できる法人と保有できない法人があると。要は持てないから借りる，今の説明，そうですね。

事務局　はい，そうです。

成嶋委員長　そうすると，普通３条でやるんじゃなくて，これでも借りられる。だから，企業だと，３条で借りるという話聞いたことあるんですけれども。

農政課　そうですね，一応利用権の要件は満たしているので，一般法人であっても，利用権設定で貸し借りができます。

議長　よろしいですか。

金子委員　はい。

議長　そのほかございませんか。
　はい，どうぞ。

酒巻委員　関連して，この法人がほかにもどこか借りている農地があるのかというのと，あと，どういうものを作って，どういう出荷をしているんでしょうか。

農政課　ほかにも農地借りておりまして，一応今現在の経営面積自体は，●●㎡の経営面積がありまして，作物が●●，●●，●●，●●，●●，●●というのを作付しております。ちょっと販売先については，詳しくは分からないんですけれども。

議長　そのほかございませんか。
　はい，どうぞ。

関根委員　すみません。
　１番，所有権移転，これ対価●●万となっているんですけれども，●●㎡，これは何，●●㎡で●●万ということなの。

農政課　そうですね，この全体の面積で●●万円の設定になっております。

関根委員　分かりました。

議長　これ，間違いないですか。

農政課　間違いない，そういう申請書もこちらで頂いております。

議長　領収書も。

農政課　領収書はこの後売買になると，また。

議長　はい，分かりました。
　じゃ，よろしいですか。
　そのほか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，その２を承認いたします。

議案第４号その２を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第４号は終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長　次の議案に入ります。

議案第５号「農業委員会による最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長　ありがとうございました。

それでは審議に入ります。

村越農地部長に議案の説明を求めます。

村越農地部長，お願いいたします。

村越農地部長　それでは，「農業委員会による最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。

農業委員会事務の情報公開につきましては，従来から審議の透明化を図るため，議事録の公表等が行われてまいりました。平成２８年農業委員会等に関する法律の改正で，農地等の利用の最適化の推進が農業委員の必須事務になりました。また，令和４年度からは毎年度，最適化活動の目標を設定し，最適化活動の実施状況及び達成状況について，点検・評価し，その結果をインターネット等により公表するとともに，都道府県知事に報告することが法律で定められました。

以上の内容を踏まえ，令和５年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況，その他の事務の状況の公表の案と，令和６年度最適化活動の目標の設定等の案を検討しています。

作成までの経緯ですが，本市の総会開催前に第１回農地部会を開催し，内容を具体的に確認の上，調整を行ったところであります。この案につきましては，慎重なご審議をお願いいたします。

概要につきましては，これより事務局から説明いたします。

よろしくお願いします。

議長　ご苦労さまでした。

続いて，概要説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が概要説明）

議長　ご苦労さまでした。

議案の説明がありました。

何か質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので，承認いたします。

議案第５号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　ありがとうございます。
　挙手全員であります。
　よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長　以上で，本日の議案審議は終了いたしました。

議長　次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。
　事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項説明）

議長　ありがとうございました。
　いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

議長　次回の予定を申し上げます。
　４月２５日木曜日，２６日金曜日が調査会で，２５日は午前９時から，２６日は午後１時から，本庁舎５階第１委員会室でございます。担当は農地第２調査会です。
　５月１０日金曜日が総会で午後２時から，本庁舎５階第５，第６委員会室でございます。
　これをもちまして，第３３回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
　慎重審議ありがとうございました。
　（午後３時２０分閉会）